

令和6年 第5回

苓北町農業委員会総会会議録

令和6年第5回 茶北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年5月8日(水)
午前9時00分から午前9時35分

2. 開催場所 茶北町役場2階庁議室

3. 出席者
(農業委員)

1番	林田 道久	2番	宮崎 志武
3番	田嶋 郁美	4番	福田 健治
5番	荒木 義孝		
7番	小野 三幸		

4. 本日の欠席委員(1名) 6番 瀬形 茂

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第66号 農用地利用集積等促進計画(案)の認定について

日程第4. 議案第67号 農用地利用集積計画の認定について

日程第5. 議案第68号 非農地判断について

日程第6. その他事項

6. 総会書記(農業委員会事務局職員)

事務局長 田尻 悟 局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎

7. 会議の概要

1. 開会 開会 午前9時00分

事務局	定刻となりましたので、只今から令和6年第5回の農業委員会総会を開会致します。
	まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。
小野会長	皆さん、おはようございます。

5月1日の熊日の朝刊にですね、熊本県の推定人口が170万人だったですかね。割り込んだというような報道がなされていましたが、苓北町とか通る時見たら鯉のぼりがいっちょん揚がっとなんですかね。やっぱりこの原因は少子高齢化というようなことでしたけど、本当に少子高齢化で一年間男の子は生まれんやっただじゃろかいと思うぐらいですね。鯉のぼりは揚がっとなんやっただすね。どこにもですね。

男の子が生まれますと家族、親戚、あるいは地域の方もこぞってのぼりを揚げるのを手伝ったり、お祝い事に呼ばれたり呼んだりして地域で喜びを分かち合っていたというような時代でしたけど、時も変われば変わるもんというような寂しい気持ちになりましたですね。やっぱり5月の青空に鯉のぼりが泳げば勢いがよかですもんね。それがなかったのは本当に残念な気持ちでした。

この人口減というものは苓北町に限らず全国的なものなんですね。一部増えている所もありますけど、やはり一極集中型といいますか、都市に集まってしまったら地方は崩壊して成り立ってこないんじゃないかというようなことを、国のかたちとしてですね。成り立たないのじゃないかなというような話も聞きました。

話は変わりますが、4月に植えられました稲も日増しにすくすくと育って5月の柔らかな光をいっぱい受けて伸びておりますけど、やはり植えてない所もありますですね。これから先こういう所が増えてくるんじゃないかなと思っております。

稲作農家の方に尋ねますと、もう米は買って食うた方がよかごたると言わすとですよね。ただ米は食料だけではなくて、水を張って地下水を貯めて、そして潤いを与えるというような循環型の環境を守る大きな一躍を担っているところもありますし、このまま放棄地と申しますか、水を張らないという状態がだんだん酷くなってきますと困ったことになるんじゃないかなと思っております。

しかし、この米だけに限らんですね。レタスだってミカンだって牛だって。特に畜産の方がですね厳しい状況になりつつあるようでございます。

なんといっても私たちが携わっております一次産業は人間の命を守る食糧を生産しているところでございますので、国、政府はですねもっとこのところを重きに置いて考えていただいて、我々それに携わっている者が元気で安心して生産に力を注げるようにですねどうかそういうところもよくよく考えていただきたいなという思いでいっぱいでございます。

今日はこの総会が終わりましたら、推進委員さんとの合同の会議がありまして、その後は昼食会を予定してあります。しばらくこのコロナ禍で昼食会か懇親会というか皆さんと一緒に交流する場が今まで持てませんでしたけど、先月の総会の時に皆様方のご了解を得まして開くということになった訳でございます。今日は朝から昼過ぎまで長丁場でございますけど、どうぞ皆さんよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

本日は瀬形委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、4番の福田委員さんと5番の荒木委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の田尻氏、川原氏、大津氏を指名致します。

続きまして、日程第2、議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和6年5月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回2件の申請がっておりますので、それぞれご審議をお願いします。

3ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の田1筆、面積は216㎡です。

転用の目的は、駐車場にするためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請人は、申請人が取締役を務める建設会社と賃貸契約を結び、建設会社の駐車場として使用する予定で、建設会社では、現在、事務所隣接地を従業員用の駐車場として借りているが手狭であるため、新たな駐車場として、また、トラック等の待機場所として使用する。」とのことです。

申請地は、4ページ、5ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は苓北中学校テニスコート前の農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、水道・下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道沿いかつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の中学校、病院があるという理由から、第3種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

林田委員

はい。

議長

林田委員。

林田委員

この件につきましては、先月の22日にですね、事務局と私と、議受人の代理の方がお出でになって三者で現地を確認いたしました。

先ほど事務局の説明のとおりのもので、場所もガルニという店があった手前になりますね。地目は田となっておりますが、現在は草が生えて雑種地で田になるような所ではないような感じを受けましたので、何ら問題はないと思います。以上です。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第65号の整理番号1は原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局

6ページをお開きください。

整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町富岡の畑1筆、面積は112㎡です。

転用の目的は、駐車場にするためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請人の自宅付近は住宅が密集し、自宅には自動車1台分の駐車スペースしかないために、駐車場として利用できる場所を探しておられ、申請地は車2台分の駐車スペースがあるため、自家用や来客用の駐車場として利用したい。」とのことでした。

申請地は、7ページ、8ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は富岡小学校から袋池に抜ける町道沿いの農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、水道・下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道沿いかつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の中学校、保育園があるという理由から、第3種農地と判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員 はい。

議長 荒木委員。

荒木委員 4月23日に現地確認を大津氏と私と譲受人とで確認してきました。申請地は法面が結構あり、駐車場としても車が2台止まるかどうかぐらいの敷地であり、何ら問題がないと思います。

議長 他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第65号の整理番号2は原案どおり認定することに致します。

議長 続きまして、日程第3、議案第66号 農用地利用集積等促進計画(案)の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい。9ページをお開きください。日程第2、議案第66号 農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙のとおり苓北町農地利用集積等促進計画書を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき意見を求められたので附議する。

令和6年5月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

10ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になりますが、この総計に関しましては、日程第4、議案第67号との総計となっております。

本議案については、5年以上の再設定が1件ございます。詳細は、田1筆 614㎡です。明細は11ページに記載しています。

利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められることのほか、農地中間管理事業の推進に関する法律では、利用権の設定を受ける者などを総合的に農業委員の意見を聞くこととなっておりますので、皆様からのご意見があればお伺いしたいと思います。

なお、農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められることについては要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

（ありません。の声あり）

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第66号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第67号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

この件につきましては、荒木委員さんが関与する案件でございますので、農業委員会総会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。

(荒木委員退席)

議長

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、12ページをお開きください。日程第4、議案第67号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により認定を求められたので附議する。

令和6年5月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

13ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になりますが、この総計に関しましては、議案第65号との総計となっております。

本議案については、利用権設定の5年以上の新規が7件、詳細は、田7筆 合計9,765㎡です。明細は14ページ、15ページに記載しています。

いずれも、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

旧法、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第67号は原案どおり認定することに致します。

(荒木委員入室)

続きまして、日程第5、議案第68号 非農地判断についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい。16ページをお開きください。日程第5、議案第68号 非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断ついて附議する。

令和6年5月8日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

17ページをお開き下さい。内田の農地4件について個人申請があったため、令和6年4月23日に田嶋委員と事務局職員で現地調査を行っております。調査の結果につきましては18ページに記載をしております。

位置図及び字図につきましては19ページ、20ページに図示しております。場所は、内田皿山焼から町道中野皿山線を約800m上った町道沿いの農地になります。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

田嶋委員

はい。

議 長

田嶋委員。

田嶋委員

4月23日に事務局と現地確認を行ないました。

申請地は何年も耕作されておらず、竹、雑木、雑草などが生い茂り耕作ができない状況でありました。また、申請農地周辺も山林であり効率的に耕作できる場所でもなく、竹、雑木を取り除き耕作できるようにするためにも相当の時間を要し再生困難であると思われるので非農地として問題ないことを確認してきました。

議 長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第68号は、原案どおり非農地と認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 令和5年度最適化活動の点検・評価について

次回、令和6年第6回総会は、令和6年6月10日(月)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議 長

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和6年第5回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時35分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員